

短期連載

「源泉徴収事務」に 強くなる講座

税理士・中小企業診断士 野村 幸広

第4回 報酬・料金等支払時の所得税の源泉徴収

源泉徴収の対象とされる所得には、給与所得、退職所得のように所得税法上の所得の種類によって定められているものほか、弁護士などのように一定の資格者に支払う業務の対価、プロスポーツ選手などのように一定の業務に従事する人に支払う業務の対価など、個別的に定められている報酬・料金等の所得があります。

このような報酬・料金等の範囲は、次ページ図表1の通りです。図表1は大きく分けて、左側に「源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲」、右側に「源泉徴収税額の計算方法」という構成になっています。とりあえずは左側のみに注目していくください。

これらの報酬・料金等については、その支払先が個人(厳密には「居住者」=日本に定住している個人)である場合、その種類ごとに一定の税率によって源泉徴収を行なうこととされています(注)。

また、これらの報酬・料金等と給与所得・退職所得との関係は120ページ図表2の通りです。

たとえば社内弁護士への業務の対価の支払いは、図表1の第2号に該当する報酬・料金等の性質も有しますが、それ以前に雇用主との雇用関係に基づく給与所得に該当しますので、給与所得としての源泉徴収を行なうこととなる、という具合です。

一方、業務の対価ではあるものの、退職所得や給与所得にも該当せず、かつ、図表1の源泉徴収が必要な報酬・料金等にも該当しないため、全く源泉徴収が不要な業務の対価の支払いもあるということも、確認しておいてください。

今回は、これら退職所得や給与所得に該当しないものの、源泉徴収が必要な報酬・料金等に該当するものを支払う際の源泉徴収について学びます。

なお、報酬・料金等の支払時には、

図表1 報酬・料金等の区分に応じた控除金額及び源泉徴収税率

源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲	源泉徴収税額の計算方法	
	控除金額	源泉徴収税率
原稿料や講演料など	なし	支払金額の10%（1回の支払金額のうち100万円超の部分は20%）
司法書士、土地家屋調査士・海事代理士の業務に関する報酬・料金	1回の支払金額につき1万円	支払金額から控除金額を差し引いた残額の10%
弁護士、公認会計士、税理士、測量士等の業務に関する報酬・料金	なし	支払金額の10%（1回の支払金額のうち100万円超の部分は20%）
社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬	その月分の支払金額につき20万円	支払金額から控除金額を差し引いた残額の10%
職業拳闘家の業務に関する報酬	1回の支払金額につき5万円	同上
外交員、集金人、電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金	その月中の支払金額につき12万円（給与の支払いがあれば、12万円からその月中の給与の金額を控除した金額）	同上
プロ野球選手、競馬の騎手、モデル等の業務に関する報酬・料金	なし	支払金額の10%（1回の支払金額のうち100万円超の部分は20%）
芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金	なし	同上
ホステス等の業務に関する報酬・料金	1回の支払金額につき1日当たり5000円（給与の支払いがあれば、5000円から給与の金額を控除した金額）	支払金額から控除金額を差し引いた残額の10%
プロ野球選手の契約金など、役務の提供契約することにより一時に支払う契約金	なし	支払金額の10%（1回の支払金額のうち100万円超の部分は20%）
広告宣伝のための賞金	1回の支払金額につき50万円	支払金額から控除金額を差し引いた残額の10%
馬主に支払う競馬の賞金	1回の支払金額につきその20%相当額と60万円との合計額	同上

給与所得・退職所得支払時のように、住民税の特別徴収は必要ありません。

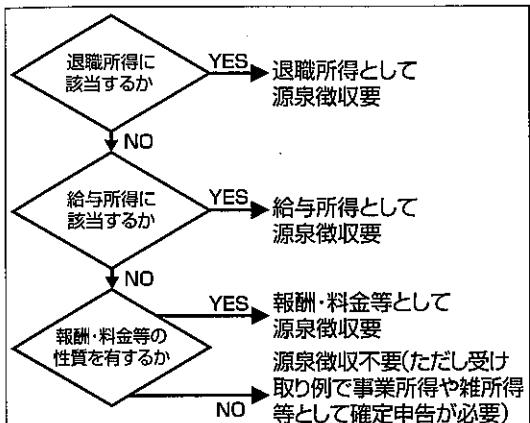
(注) 支払先が「○○株式会社」というように法人であれば、源泉徴収は不要となります。たとえば「○○研究会」というような名称の場合、支払先が個人なのか法人なのか判然としません。このような場合は、支払先が次いざれかの事実を明らかにした場合は法人として扱い、それ以外の場合には個人として扱うこととされています。

イ) 法人税を納める義務があること
ロ) 定款、規約または日常の活動状況からみて個人の単なる集合体ではなく、団体として独立して存在していること

源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲

では、図表1を参考しながら、源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲を学んでいきたいと思います。

図表2 源泉徴収の対象となる報酬・料金等の範囲



(1) 第1号該当 原稿料や講演料など

図表1では、「第○号該当」という形で報酬・料金等を区分しています。これは所得税法第204条第1項の第○号に該当する、という意味です。

第1号には原稿料や講演料が掲げられています。この範囲はかなり広く、原稿料や講演料のほか、次のようなものも第1号に該当します。

挿絵の報酬、写真の報酬、作曲の報酬、レコード、テープまたはワイヤーの吹込みの報酬（たとえばナレーションなど）、デザインの報酬、放送謝金（テレビ、ラジオの出演料）、著作権・著作隣接権の使用料、工業所有権の使用料、講演の報酬・料金、芸術・スポーツ・知識等の教授・指導料、脚本・脚色の報酬・料金、翻訳・通訳の報酬・料金、投資助言業務にかかる報酬・料金、校正の報酬・料金、書籍の装丁の報酬・料金、速記の報酬・料金、

版下の報酬・料金。

マスコミ系の会社で支払いが頻出するものが多いとは思いますが、デザイン料や工業所有権の使用料（特許料など）、翻訳・通訳の報酬・料金などは一般の会社でもときどきあるので、一度チェックしてみてください。

(2) 第2号該当 弁護士、公認会計士、司法書士など、特定の資格を持つ人に支払う報酬・料金

最も多くの会社で支払う可能性のある報酬・料金が、この第2号該当の報酬・料金だろうと思います。源泉徴収税額の計算方法の違いにより、次の二つのグループに分かれます。計算の詳細は、後述します。

- ① 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金
- ② 弁護士（外国法事務弁護士を含む）、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金

(3) 第3号該当 社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬

一般的の会社が支払うことはないので説明は割愛させていただきます。

(4) 第4号該当

図表1では3段に分かれていますが、代表選手は中段の外交員報酬。下段のプロスポーツ選手の報酬やモデルの報酬というと縁遠い話になりますが、中段の不動産販売業や保険会社、証券会社などの外交員報酬については、これらの業種の会社にとっては給与所得の源泉徴収と同じくらい事務量の多い源泉徴収事務となります。

ところでここでいう外交員については、所得税法上明文規定はないのですが、過去の国税不服審判所の裁決例で次のような解釈が示されています。
「外交員とは、事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行ない、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者と解されている」

一方で、所得税法基本通達には、次のような記載があります。

「外交員または集金人がその地位に基づいて保険会社等から支払いを受ける報酬または料金について、その報酬または料金が固定給とそれ以外の部分とに明らかに区分されているときは、固定給（固定給を基準として支給される臨時の給与を含む）は給与等とし、そ

れ以外の部分は報酬または料金とする」

つまり固定給とこれを算定基準とするボーナスは給与所得となり、これら以外のいわゆる歩合給部分が、源泉徴収の対象となる報酬・料金ということです。このような場合には、同一人物について、固定給部分につき給与所得の源泉徴収をしつつ、歩合給部分につき報酬・料金の源泉徴収を行なう必要があります。

(5) 第5号該当 芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金

支払う可能性のある会社はテレビ局やイベント会社、映画会社などに限られるとは思いますが、一応内容を説明しておくと、次のようなものです。

映画や演劇の俳優、映画監督や舞台監督（プロデューサーを含む）、演出家、放送演技者、音楽指揮者、樂士、舞踏家、講談師、落語家、浪曲師、漫談家、漫才家、腹話術師、歌手、奇術師、曲芸師または物まね師の役務の提供を内容とする事業にかかるその役務の提供に関する報酬・料金

(6) 第6号該当 ホステス等の業務に関する報酬・料金

これもかなり業種が限定的ですが、概略を示すと次の二つがあります。

① バーやキャバレーの経営者が、そ

こで働くホステスなどに報酬・料金を支払う場合のその報酬・料金

② いわゆるパンケットホステス、コンパニオン等をホテル、旅館、飲食店その他飲食をする場所に派遣して接待等の役務の提供を行なわせることを内容とする事業を営む者が、そのパンケットホステス、コンパニオン等に報酬料金を支払う場合

② 素人のクイズ番組や素人など自慢の賞金や賞品

これらの賞金とは別に、図表1では第8号該当として馬主に支払う競馬の賞金というものが挙げられています。しかし、一般的の会社が馬主に競馬の賞金を支払うことはまずありませんので、説明は割愛させていただきます。

源泉徴収税額の計算

源泉徴収税額の計算は、図表1の「源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲」ごとに定められています。

今度は表の右側「源泉徴収税額の計算方法」を中心見ていきましょう。
ではまず、第2号該当の上段、司法書士等の業務に関する報酬、料金を例にとって説明します。

この報酬・料金については、「源泉徴収税額の計算方法」欄で「控除金額」が「1回の支払金額につき1万円」となっています。そして、「源泉徴収税率」については、「支払金額から控除税額を差し引いた残額の10%」となっています。

これを算式にすると、次のようになります。

$(1\text{回の支払金額}-1\text{万円}) \times 10\%$

たとえば、10万円の司法書士報酬を支払う場合には、

$(10\text{万円}-1\text{万円}) \times 10\% = 9000\text{円}$
の所得税の源泉徴収が必要だというこ

図表3 弁護士・税理士等に支払う報酬・料金の所得税計算法

支払金額	税率
100万円以下	A×10%
100万円超	(A-100万円) ×20%+10万円

とです。

次に、第2号該当の下段、弁護士等の業務に関する報酬・料金について説明します。この報酬・料金の「源泉徴収税額の計算方法」欄を見ると、「控除金額」は「なし」、「源泉徴収税率」は「支払金額の10%（1回の支払金額のうち100万円超の部分は20%）」となっています。

少々長い説明になりますが、速算表を示すと、図表3の通りです。この速算表は、第1号該当、第4号該当の下段「プロ野球選手等の業務に関する報酬・料金」、第5号該当及び第7号該当の報酬・料金についての源泉徴収税額の計算に共通して使えます。

第4号該当の上段「職業拳闘家の業務に関する報酬」と、第8号該当上段「広告宣伝のための賞金」の源泉徴収税額の計算方法は、第2号該当上段の司法書士の業務に関する報酬・料金の場合の算式の控除額を5万円や50万円に変更したものです。ですから、広告宣伝のための賞金については、よほど高額（50万円超）でないと、所得税の源泉徴収は行なわなくてよいということになりますね。

第3号該当と第8号該当の下段「馬主に支払う競馬の賞金」については、一般的の会社ではまず支払うことがないので説明を割愛するとして、残りは第4号該当中段の「外交員等の業務に関する報酬・料金」と第6号該当です。まずは外交員等の報酬・料金から説明します。

基本算式は

$$(\text{支払金額}-\text{控除金額}) \times 10\%$$

で、控除金額=12万円というものです。

たとえば、30万円の外交員報酬を支払った場合は、 $(30\text{万円}-12\text{万円}) \times 10\% = 1\text{万}8000\text{円}$ の源泉徴収が必要ということになります。

ただし、同一人物に対して同月中に、外交員報酬のほかに前項(4)で説明した給与等となる固定給の支払いがある場合は注意が必要です。

図表1の控除金額の説明のカッコ書きには、「給与の支払いがあれば、12万円からその月中の給与の金額を控除した金額」とあります。

つまりこういうことです。同じ30万円を支払うとしても、その内訳が給与10万円、外交員報酬20万円であれば、その20万円の外交員報酬からま

ずは1万8000円の源泉徴収をします。算式は $\{20\text{万円} - (12\text{万円}-10\text{万円})\} \times 10\%$ です。

そして、10万円の給与については、別途第2回で学んだ給与所得に対する源泉徴収を行なうことになります。

次に第6号該当のホステス報酬について。基本パターンは外交員報酬と同じですが、図表3の控除金額の説明を見ると、外交員報酬の説明が「その月中の支払金額につき…」となっているのに対し、ホステス報酬が「1回の支払金額につき1日当たり5000円…」となっています。ホステス報酬の控除金額の計算は、月単位では行なわないということです。

たとえば、10日出勤のたびにホステス報酬を支払うとしたら、控除金額は $5000\text{円} \times 10\text{日} = 5\text{万円}$ 。 30万円 のホステス報酬を支払うとすると、 $(30\text{万円}-5\text{万円}) \times 10\% = 2\text{万}5000\text{円}$ の源泉徴収が必要ということになります。

5日勤務のたびにホステス報酬を支払うとしたら、控除金額は $5000\text{円} \times 5\text{日} = 2\text{万}5000\text{円}$ 。同じ30万円のホステス報酬を支払うとしても、この場合の源泉徴収税額は $(30\text{万円}-2\text{万}5000\text{円}) \times 10\% = 2\text{万}7500\text{円}$ となります。

なお、ホステス報酬と別途に給与の支払いがある場合は、その給与を控除金額から減額するとともに、外交員報

【第1回】
「源泉徴収」の基本知識

【第2回】
所得税の源泉徴収・住民税の特別徴収

〈給与支払時〉

【第3回】
所得税の源泉徴収・住民税の特別徴収
〈退職金支払時〉

【第4回】
報酬・料金等支払時の所得税の源泉徴収

【第5回】
給与の年末調整

【第6回】
年末調整と同時期に行なう源泉徴収
関連事務

*太字は掲載済みのもの。テーマは
変更されることがあります

酬の場合と同様、給与について給与所得の源泉徴収を行なうことになります。

源泉徴収税額の計算方法の説明は以上ですが、一つだけ留意点を述べておきます。それは、源泉徴収税額の計算に際しての消費税の扱いです。

第2号該当のような報酬・料金の場合には、報酬・料金の本体価額が10万円とすると5000円の消費税等が上乗せされて、10万5000円請求されるのが普通です。この場合に、源泉徴収税額はどのように計算するべきでしょうか。

原則は、消費税等の額を含めた金額を基として、源泉徴収することとされ

ています。したがって、弁護士から10万円×1.05=10万5000円の報酬の請求を受けた場合は、10万5000円×10% = 1万500円の源泉徴収が必要ということになります。弁護士への支払額は10万5000円 - 1万500円 = 9万4500円ということになります。

ただし、弁護士発行の請求書において、本体価額と消費税等の額とが明確に区分されている場合には、消費税等の額を除いた金額を基として、源泉徴収してよいことになっています。

つまり、請求書に報酬（税抜）10万円、消費税額5000円という記載がある場合の源泉徴収税額は、10万円×10% = 1万円ということになり、弁護士への支払額は10万円+5000円 - 1万円 = 9万5000円となるということです。

源泉徴収税額の納付

前述の計算により源泉徴収した所得税は、原則として報酬・料金等を支払った翌月10日までに国に納付することになります。その際に使用する納付書（報酬・料金等の所得税徴収高計算書）については、www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimunei/shotoku/gensen/080623/pdf/06.pdfをご参照ください。

第2号該当以外の報酬・料金にかかる所得税は、この「報酬・料金等の所

得税徴収高計算書」により納付することになります。では、第2号該当の報酬・料金にかかる所得税はどのように納めるのかというと、第2回、第3回で確認した「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」により納めます。

ということは、第2号該当の報酬・料金にかかる所得税の納付時期については、給与所得・退職所得にかかる源泉所得税同様、納期の特例（半年分まとめて納付できる特例）が受けられるということです。

報酬・料金の源泉徴収については範囲が広く、給与所得や退職所得に対する源泉徴収とはまた違った難しさがあったかと思います。ただ、一般の会社であれば、すべての報酬・料金等について理解する必要はありません。さつと読んでみて、「関係あるかな？」という箇所だけおさらいしていただければ十分でしょう。



●のむら ゆきひろ

税理士・中小企業診断士。
1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。2001年中小企業の会計・税務・意

思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。<http://www.nomura-co.com>【近況】先日「原爆の図」で有名な埼玉県の丸木美術館へ行ってきました。美術館の場所は極めて辺鄙な場所。でも、日本人なら一度は見ておくべきかと…。